

## 住所地外接種

新型コロナワクチンの接種は、原則、住民票所在市町村で行います。ただし、以下のようなやむを得ない事情がある方は、住民票所在市町村以外で接種（住所地外接種）を受けられる場合があります。必要に応じて、[市町村の窓口](#)に御相談ください。

### 1. 市町村への届出が必要な方

※届出は、接種を予定する医療機関等が所在する市町村に提出する必要があります。

- 出産のために里帰りしている妊産婦
- 単身赴任者
- 遠隔地へ下宿している学生
- ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している方

### 2. 市町村への届出を省略できる方

- 入院・入所者
- 通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
- 基礎疾患を持つ方がかかりつけ医の下で接種する場合
- コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医の下で接種する場合
- 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- 市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- 災害による被害にあった方
- 勾留又は留置されている方、受刑者
- 都道府県等が設置する大規模接種会場等で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している方に限ります）
- 船員が寄港地等で接種を受ける場合
- 他市町村民の受け入れに関して、自治体同士であらかじめ同意を取り交わしている場合